

# 漁村社会における法と慣行

—青森県下北郡佐井村牛滝の事例より—(その一)

林 研三

はじめに

- 一 佐井村・牛滝の沿革と概況
  - 二 牛滝での漁業と漁業慣行(以上本号)
  - 三 若干の考察
- おわりに

## はじめに

法社会学における村落研究の比重はここ三、四十年の間に大きく変化してきた。この変化は高度経済成長以後の村落社会での変容やそこでの「生ける法」としての各種の慣行の「衰退」、それに伴う法社会学者の学的関心の移行によるところが大きいであろうし、さらにはその前提としての「生ける法」概念についても、さほどの理論的な深化がはかられることなく様々な村落調査研究が進めれてきたことも一つの原因とされるかもしれない。もともと

漁村社会における法と慣行(林)

この「生ける法」概念は、わが国の法社会学界においては戦前の末弘法学以来、戦後の川島法社会学にいたるまで、否、末弘法学自体の展開過程においてさえいくつの変遷を経てきている。そうであれば、そういった学説史的な考察をふまえた新たな「生ける法」論が村落研究においても展望される必要がある<sup>1)</sup>。その一つの可能性として、末弘蔵太郎の「法的慣行」<sup>2)</sup>としての「生ける法」論に注目し、法とともに法以外の様々な要因を組み込むこともあり得る、ルーティン化した慣行の総体を「生ける法」として把握することもできるかもしれない。

「衰退」したとされる諸慣行についても、一九七〇年代や八〇年代まではそういった傾向が見られたとしても、最近ではそれが変容しつつも復活・継承されている事例も見られるのである<sup>3)</sup>。そのような慣行については、かつてのように近代法秩序原理を基準にした「遅れた慣行」、あるいは「否定の対象」としての慣行として把握されるべきではなく、そこでの人々の生活や生産活動を中核とする「日常実践」<sup>4)</sup>として捉え直すことが可能ではなからうか。そして、このことは新たな「生ける法」論とも接点を有することになる。 「生ける法」を先のように捉え直すならば、そして過去から反復された慣行が変容しつつも、人々の語りや行為を生み出し、そういった語りや行為に法もまた微細に繰り込まれることもありえ、これらの行為や語りによって社会的世界が作り上げられているとすれば、その語りや行為は「日常実践」として把握されるとともに、その「日常実践」そのものが「生ける法」の一翼をなすと言えるのではないのか。そういう「生ける法」が存する場合は、もはや従来の制度的な村落社会や共同体には限定されないし、村落社会においてすら、このような「生ける法」は単一的に作用するとは限らず、幾重にも織り合わされながら当該社会を構築していくことになるのであろう。

本稿ではこういった「日常実践」の視点から下北半島の佐井村牛滝での漁業慣行について考察していくが、こ

のことで牛滝という村落社会の全貌が把握できるわけではない。ここで試みられることは、漁撈という「日常実践」から見ると、牛滝という村落社会はどのような様相を帯びているのかという一点につきるであろう。以下の第一節では佐井村と牛滝の沿革・概況を述べ、第二節では牛滝での漁業と漁業に関する慣行を記述し、最後の第三節では、第一節・二節での記述をもとにして、若干の理論的考察を試みることにするが、ここではそれらの前提として、下北村落についての戦後の主な先行研究の概要を述べておこう。このことによって、本稿が下北村落研究史においていかなる位置をしめるかを明らかにすることができるからである。

佐井村を含む下北地方については、昭和三十八年、三十九年の二カ年にわたって九学会連合調査が行われ、ついでその調査に参加した東北大学の竹内利美らのグループによる調査もその前後に行われていたようである。<sup>(5)</sup>これらの調査の報告書は『下北―自然・文化・社会―』（九学会連合下北調査委員会 一九六七年 平凡社、以下『下北』と略称）と『下北の村落社会 産業構造と村落体制』（竹内利美編 一九六八年 未来社、以下『村落』と略称）として刊行されている。九学会連合調査は自然科学系と人文・社会科学系の九つの学会による総合調査であり、『下北』でも「第1編 自然と人間」、「第2編 文化の諸相」、「第3編 社会と生活」に区分され、「第1編」と「第2編」のもとでは、自然環境、遺跡、方言、民俗事象、宗教、民族音楽について、「第3編」では村落社会、家族・親族、漁撈生活と農耕生活などについて報告されている。他方の『村落』では、一部は『下北』と重複するものの、そこでは触れられなかった下北地方の政治・行政上の沿革と近世以来の産業の動向が追加されている。

これらの調査は下北地方を総合的に把握するための調査であったが、村落社会についてのインテンシヴな調査は必ずしもその全域についてなされたわけではない。『下北』の「第3編 社会と生活」において報告されている集落

は、佐井村磯谷・長後、脇野沢村九艘泊・小沢、東通村尻旁・蒲野沢、むつ市田名部とその周辺集落、むつ市内の北関根・泉沢・高梨、川内町銀杏木であり、『村落』では東通村目名・大利・石持・尻屋、佐井村磯谷・川目・長後、脇野沢村小沢・九艘泊、川内町畑である。双方の調査において、佐井村では三集落、脇野沢村では二集落、川内町では二集落、東通村では六集落、むつ市内では田名部を含む四集落がとり上げられてたが、佐井村の川目は磯谷との比較の対象としてとり上げられていたにすぎないし、下北地方の他の大間町や風間浦村、大畑町などの集落は対象とされていない。

本稿の対象地である佐井村牛滝についても、どちらの調査報告書にも記載されていない。このことは他で筆者が試みてきた昭和三十八、九年当時の集落と現在のその比較研究を不可能にしよう<sup>(6)</sup>。しかしながら、牛滝は佐井村内ではタラ漁の盛んな地区の一つであり、そのタラ漁を含む漁業についての慣行を考察することによって、前稿<sup>(7)</sup>で考察した脇野沢村九艘泊での同じタラ漁をめぐる〈法と共同性〉との比較は可能になろう。さらに、明治時代以降、東北地方の「周縁」とされてきた下北地方、そして、その下北地方の中心地がむつ市であるとすれば、佐井村はその下北地方の「周縁」であり、さらには、佐井村の中心地である佐井本村から最も地理的に遠いという意味で、その佐井村の「周縁」とされる牛滝を本稿が選定したことは、現在の下北村落社会が抱える諸問題を一律に捉えるのではなく、集落単位での偏差を明らかにすることによって、その多彩な様相を示すための一助となることことができるであろう。

(1) 拙稿「生ける法」論の展開―末弘法学と川島法社会学を中心として―『札幌法学』一〇巻一・二号合併号(一九九九年)二〇四

頁以下参照

- (2) 末弘徹太郎「調査方針等に関する覚書」(一九四三年)『中国農村慣行調査 第一巻』(一九五二年 岩波書店) 所収
- (3) 拙稿「系譜関係の成立と消滅―羽後村落における分家慣行の変容―」『札幌法学』七巻二号(一九九六年)では秋田県由利郡島海町間木ノ平を対象としているが、当該集落では一時「春祈祷」と「庚申祭り」は中断していたが、平成元年の間木ノ平会館完成後に復活している。また、青森県下北郡東通村目名では、昭和三十八、九年当時はすでに「衰退過程」にあるとされていたユブシオヤ・ムスコ慣行が、現在でも継続され、むしろ活性化している。
- (4) 「日常の実践」とは、さしあたり「日常生活のすべての場面で見られるルーティン化された慣習的行為である」(田辺繁治・松田素二編『日常の実践のエスノグラフィ―』二〇〇二年 世界思想社 三頁) としておきたい。
- (5) この時期以降は各自治体単位での市史や村史(誌)というかたちでの研究も行われてきている。例えば『むつ市史』(一九八五年)、『東通村史 民俗・民俗芸能編』(一九九七年)、『脇野沢村史 民俗編』(一九八三年)、『佐井村誌 上巻・下巻』(一九七一年・一九七二年)などがあげられる。また、東通村教育委員会は各集落単位での『青森県下北郡東通村民俗調査報告書』(一九八七年)を刊行しているし、民俗学的な研究としては立花勇『下北の民俗あれこれ』(一九八九年)や雑誌『うそり』に掲載されている各論稿が注目されよう。
- (6) 二〇〇二年日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「法と共同性の乖離と交錯」の筆者担当の報告において、東通村目名の現状と昭和三十八・九年当時の比較を試みた。拙稿「親族・慣習的行為・村落―下北村落とオヤグマキの法社会学―」『札幌法学』八巻一号(一九九六年)参照
- (7) 拙稿「漁撈組織の法社会学―下北漁村での共同性と差異性―」『札幌法学』一二巻一・二合併号(二〇〇一年)

## 一 佐井村・牛滝の沿革と概況

青森県下北郡佐井村は下北半島の西側に位置し、東西約九キロメートル、南北約三十キロメートルの細長い村で

漁村社会における法と慣行(林)

ある。佐井村を含む下北地方は藩政期には南部藩領であったが、明治二年には斗南藩領となり、廃藩置県後は青森県に包含されるにいたった。この時には、現在のむつ市田名部に支庁が設置されている。ついで明治六年三月の「大区制」の布告に伴い、下北地方は第六大区のもとに五つの小区に再編され、佐井村は長後村、奥戸村、大間村、蛇浦村、易国間村とともに第六大区四小区に含まれた。その後明治十一年の「郡区町村編制法」によって「大小区制」は廃止され、それまでの「第六大区」は下北郡と命名された。そして、そのもとに三十四の村が所属したが、この三十四の村は明治初年の三十三の村をほぼ継承したものである。しかし、明治十七年以後の「連合戸長役場」時代には、先の「小区」をそのまま復活するかたちで、再度この三十四の村は五つに組み合わされた。そして明治二十二年の「町村制」によって、それまでの三十四の村は九村に合併されたが、この時に旧佐井村と旧長後村が合併し、これらを新たに大字佐井と大字長後とする現在の佐井村が誕生したのである。<sup>(8)</sup>

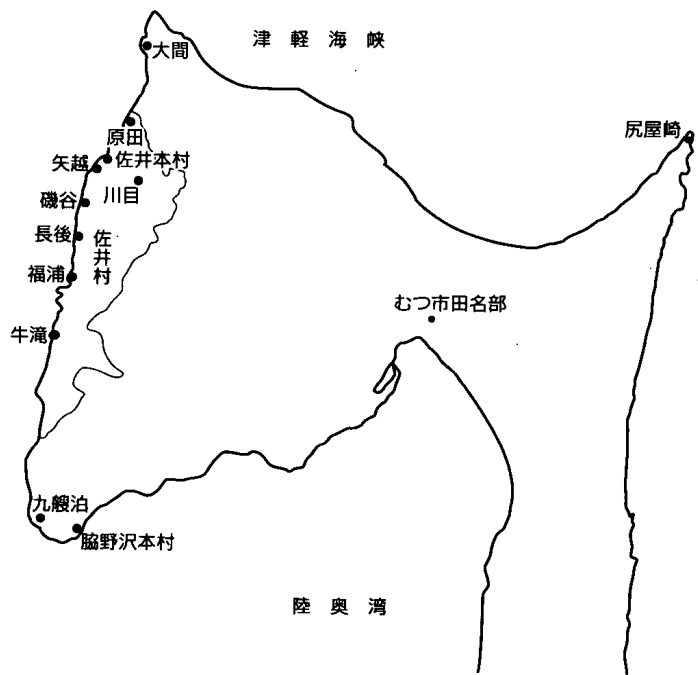
現在、佐井村は古佐井、大佐井、原田、川目、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の九地区に区分されているが、これらのうち川目地区のみは山間部に属し、残りは津軽海峡に面した海岸線沿いに点在している。古佐井と大佐井を合わせて佐井、あるいは佐井本村とも呼び、原田、川目、矢越、磯谷はその枝村になるが、これらが大字佐井を構成している。そして、一方の大字長後には長後、福浦、牛滝が含まれている。長後は大佐井の南約十キロメートルに位置し、さらにその南に福浦、牛滝が続いている(図(1)参照)。

佐井村の人口と戸数・世帯数は町村制施行当初は大字佐井二百五十二戸、千六百六十一人、大字長後七十一戸、五百十一人の計三百二十三戸、二千七百七十二人であった。<sup>(9)</sup> 明治四十年には三百六十六戸、二千七百五十一人に増加し、昭和十年の国勢調査では四千三百五十三人、六百八十八世帯となり、戦後は昭和二十六年に日窒工業佐井営業

所の鉱石採掘が始まったこともあり、昭和三十四年には六千二百二十四人、九百九十三世帯に達した。しかし、その後高度経済成長に伴う青年層の村外流出が加速されたことにより人口は減少し続けている。表(1)は明治四十年以来の人口、戸数・世帯数の推移を示したものであるが、人口はこの二十五年間に限ってみれば約三十二パーセント減少してきているが、明治四十年以降の推移をみると、現在は明治末期頃の人口に戻ってきていると言えよう。

佐井本村は藩政期には「エゾ地渡津」とされ「西廻り廻船」が頻繁に往来していたが、明治時代以後は北海道への經由地としての意義は減退していった。そのなかで佐井村の人々は主として農林漁業に従事することになるが、その地勢は概して峻険で村内の約九割は山林であり、その面積は一万一千九百八十三ヘクタールであった。山林の九割以上が国有林化されているが、そのうちの約八百六十六ヘクタールが部分林とされていたため、一定数の林業従事者は存続していた。昭和十三年に刊行された『佐井村誌』<sup>(10)</sup>によれば、「部分林には二官八民取分のもの五百六十五カ所約百八十五町歩、三官七民取分のもの四百九十五カ所約百十五町歩、合計一千六十六カ所約三百町歩がある」(三十九頁)とされている。さらに農業と漁業については、町村制施行当時の佐井村では「農戸数は二百八十三戸、内田持戸数四十三戸となっ

図(1) 下北地方



表(1) 佐井村人口と戸数・世帯数 (括弧内は明治40年の人口を100とした比率)

明治40	大正5	昭和10	昭和24	昭和29	昭和34	昭和40
2751人 (100) 366戸	3358人 (122.1) 399戸	4353人 (158.2) 688世帯	5088人 (184.9) 862世帯	5714人 (207.7) 944世帯	6124人 (222.6) 993世帯	4869人 (177.0) 1047世帯
昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	
4462人 (162.2) 1113世帯	4174人 (151.7) 1139世帯	3634人 (132.1) 110世帯	3348人 (121.7) 1091世帯	3173人 (115.3) 1075世帯	3010人 (109.4) 1077世帯	

(『佐井村誌』(1971年佐井村役場)p.754~6、「1992村勢要覧・佐井」、「広報さい2001.2」より作成)

て居る。当時漁業は未だ振はずして、是等農家の副業に過ぎなかった」(三十一頁)が、同書刊行当時までには漁業者が増加し、「漁業戸数は四百戸にして、総戸数の六割を占めている。漁船は八百七十五艘にして、漁獲物の主なるものは鱈、鮫、玉筋魚、昆布、恵胡、天草等」(三十四頁)と記されている。ちなみに、昭和十一年度の農産物の収穫高は、水田耕作においては粳米十二町三反歩九十石、糯米八町三反歩六十三石で四千九百九十五円、畑作物では大豆、粟、小麦などが中心で四万六千九百円であり、合計は四万五千六百四円であったが、昭和十年の漁獲高は鮮魚貝類と海藻類をあわせて二十三万三千七百円あまりであった(三十四頁)。

その後も農林漁業は当村の中心的な産業であったが、昭和三十八・九年に当村磯谷を調査した塚本哲人は「現在では、かなり事態も変化し、世帯数も増加して一〇〇〇戸をこえ、産業別世帯数でも世帯人口でも農林業が小差であるが水産業をおさえて第一位を占め、水田耕作も約八〇町歩に達するに至った。……それでもなお、水産高が一億円を上廻っている点に、漁業の比重の高いことが察知されよう。少なくとも大正期以降の佐井村を問題にするとき、その漁業の推移こそが焦点にすえられなければならない」と述べていた<sup>(11)</sup>。塚本の指摘した佐井村での農業に比した漁業の比重の高さは、高度経済成長期以降の就業者数



表(2) 産業別・15歳以上就業者数(人)の推移

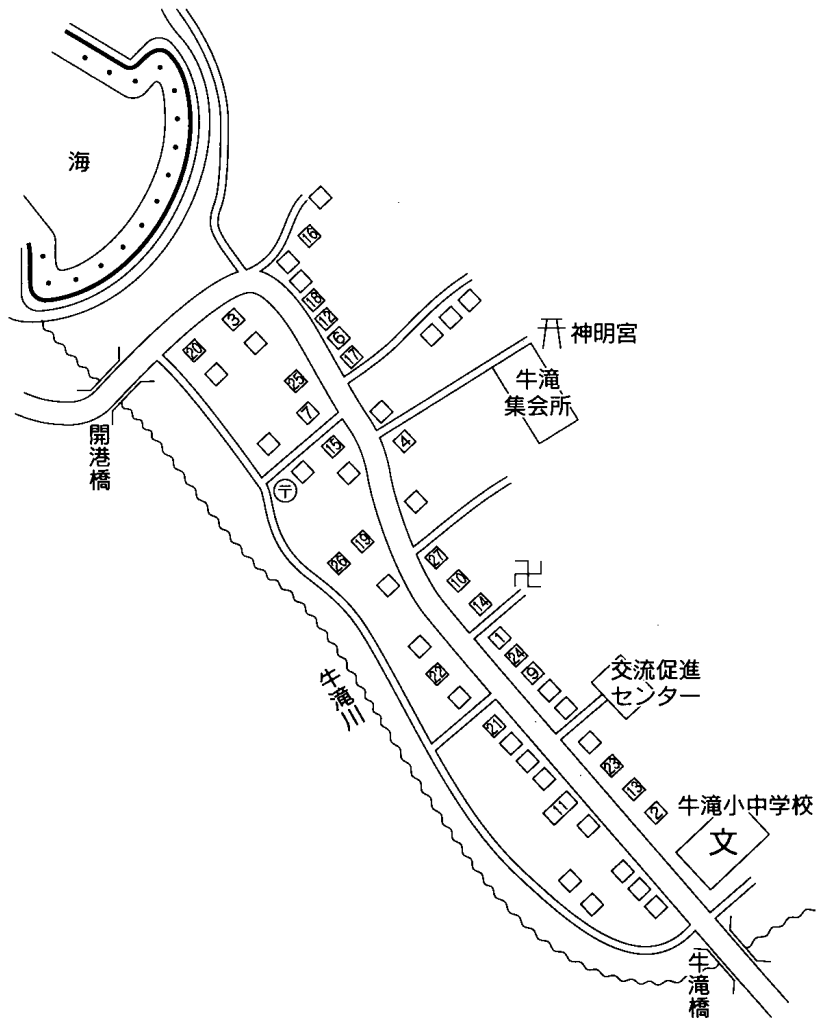
	第一次産業(漁業・農業)	第二次産業	第三次産業	計
昭和 45	1175 (519・456)	454	543	2172
昭和 50	1234 (678・375)	463	582	2286
昭和 55	1120 (712・266)	480	603	2204
昭和 60	775 (519・158)	360	577	1712
平成 2	778 (479・227)	498	569	1845
平成 7	451 (345・56)	557	563	1578
平成 12	284 (218・26)	555	594	1433

(国勢調査報告より)

の推移のなかでも見られることになる。表(2)は昭和四十五年以降の就業者数の推移を表したものである。平成二年までは第一次産業への就業者が全就業者数の四割を超えていたが、最近の約十年間にその割合は極度に低下してきている。そして、その低下傾向のなかでの農業就業者数と漁業就業者数の推移の差異は明らかであろう。昭和四十五年と平成十二年を比較すると、農業就業者数は二十分の一近くに低下しているが、漁業就業者は約六割の低下にすぎないのである。つまり、当村での漁業の有する比重の高さが、就業者数の低下率への一定の歯止めとして現象していると言えよう。現在でも漁業は約四十キロメートルに及ぶ海岸線を活用し、磯根資源を対象とした採貝藻漁業と回遊魚を対象とした小型定置網漁業といった沿岸漁業が中心となっているが、本稿の対象地である牛滝についても、そういった漁業を中心に考察することによって村落社会の一つの様相が浮き彫りにされてくると思われる。

前掲の『佐井村誌』によれば、「牛滝は福浦の西一里二十七町に在る。昔南部藩に於いて流刑の者を放ちた箇所である。道は頗る険峻にして今以て非常な難所である。風波の穏やかなる日は漁舟の便を籍りて往来する。享保初め二十三戸、享和二年二十五戸と増した」(六頁)としるされている。実際、古佐井や大佐井などの佐井村の中心部との交通は、昭和四十二年に磯谷から牛滝までの「佐

図(2) 牛滝家屋配置図（□は家屋、家番号は表(8)・(9)の家番号に対応する）



によれば当地区の人口は百六十一人、世帯数は五十四世帯であるが、このなかには牛滝小中学校の教員世帯が含まれている。

表(3)は明治四十年以降の牛滝地区の戸数・世帯数と人口の推移を示したものであるが、前掲の佐井村全体の人口

井海岸林道」が開通されるまでは海上交通に依存していた。現在でも「下北交通」のバス路線はむつ市から佐井本村を經由して長後までであり、牛滝への唯一の公共交通手段は、青森市と佐井本村を往復している「下北汽船」の旅客船（夏一日二便、冬一日一便）のみである。

牛滝は国道三三八号線から幾分下った集落であるが、国道から続く道がそのまま海岸にまで続き、その両側に牛滝小中学校と多くの人家が並んでいる（図(2)参照）。海岸線は小さな入り江になっており、現在ではコンクリート張りの漁港に整備されている。平成十二年の国勢調査

表(3) 牛滝人口と世帯数 (括弧内の数字は明治40年の人口を100とした比率)

明治40	大正5	昭和10	昭和24	昭和29	昭和34	昭和40
261人 (100) 38戸	(不明)	304人 (116.5) 47戸	308人 (118.0) 52世帯	368人 (141.0) 56世帯	381人 (146.0) 59世帯	294人 (112.6) 63世帯
昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	
217人 (83.1) 59世帯	228人 (87.4) 62世帯	209人 (80.1) 60世帯	209人 (80.1) 59世帯	202人 (77.4) 59世帯	161人 (61.7) 54世帯	

(『佐井村誌』(1971年佐井村役場)p.754~6、「1992村勢要覧・佐井」、「広報さい」2001.2」より作成)

表(4) 地区別人口比

地区名	明治40	平成12
古佐井	753(100)	866(115.0)
大佐井	736(100)	877(119.2)
原田	186(100)	299(160.8)
川目	52(100)	87(167.3)
矢越	100(100)	237(237.0)
磯谷	280(100)	211(75.4)
長後	193(100)	104(53.9)
福浦	190(100)	168(88.4)
牛滝	261(100)	161(61.7)

(括弧内は明治40年の人口を100とする比率)

はその減少率の低さが影響していると思われる。他の地区の明治四十年の人口と平成十二年の人口を比較したものが表(4)であるが、佐井本村から比較的遠い磯谷、長後、福浦、牛滝での人口減少が目立っている。過疎化傾向にある佐井村において、その過疎化の度合いの差が佐井村内での地区別にあらわれており、いわば、過疎化現象が佐井本村とその周辺から、主として大字長後の各集落へとせり落とされてきていると言えよう。

牛滝地区では毎年一月三日に牛滝集会所で総会が開催されており、それには

と世帯数を表した表(1)と比較すると、次の二点が注目されよう。まず、双方とともに、昭和三十四年に人口のピークに達し、その後減少傾向が続いているが、平成十二年の人口はピーク時の約半数である。しかし、明治四十年の人口を基準とした百分比を見ると、牛滝では約四割の減少であるが、佐井村全体ではむしろ微増している。これは牛滝以外の地区での人口増加、あるいは

各戸の当主が参加することが原則であったが、現在では代理の出席も認めている。平成十三年度の当地区の総代は[13] (図(1)参照)の当主であった。地区総代以外に六人の役員が総会時に選出されるが、この六人には会計をかねた副総代が含まれている。地区総代を含めた役員の内任期は一年であり、集落への各戸の負担金は毎月千五百円である。さらに、これらの地区役員とは別に当地区の神明宮の氏子総代が四名選出されている。他に任意の集団として「牛滝森林組合」も設立されている。これには平成十一年度は十一名が参加していたが、平成十二年度は三名のみであった。

この組合の加入者は毎年二千元を支払うことによつて、大間営林署が指定する近隣の国有林野からそれぞれ三間のマキを切り出すことができるという。

牛滝居住戸のなかで、今回確認できた分家例は、前世帯主世代での五例、現世帯主世代での八例である。居住戸のうち現世帯主で二十一代目を数える旧家(坂井家・源八を襲名<sup>(12)</sup>)は江戸時代の元禄期から明治初期にかけて当地で回船問屋を営んでいたが、この家からの分家は当地区内にはなく、佐井本村や函館、脇野沢村に分家を出していたという。前々世帯主世代以前の分家例については不明であるが、数世代を経た本分家関係はさほど意識されておらず、上記の本分家関係も家格差を伴う関係としてよりは、むしろ近親関係として捉えられていると思われる。

次に通婚圏についてみると、現世帯主世代とその前後の世代において確認できた婚入者五十五名の出身地を表したのが表(5)である。牛滝での内婚率は

表(5) 婚入者の出身地

出身地	人数	百分比(%)	
牛滝	15人	27.3	
佐井村(牛滝を除く)	12人	21.8	
下北地方	大間町	2人	12.7
	川内町	4人	
	むつ市	1人	
青森県(下北地方を除く)	20人	36.4	
北海道	1人	2	
計	55人	100	

約二十七パーセントであり、五十世帯ほどの規模の地区としては比較的高率であろう。これに佐井村内の他地区出身者を加えると、約五十パーセントにのぼる。注目されるのは、佐井村以外の下北地方の出身者は少なく、むしろそれを除いた青森県内（主として青森市近辺や津軽地方）出身者が多いことである<sup>(13)</sup>。

(8) 竹内利美編『下北の村落社会』（一九六八 未来社）十七頁〜三十四頁

(9) 以下の本稿で使用される資料は、平成十二年九月、平成十三年六月、九月に行われた筆者の単独調査によって得られたものである。調査に際しては佐井村役場、佐井村漁協牛滝支所、そして牛滝在住の方々、特に中西正氏には大変お世話になった。ここに記して深謝の意をあらわしたい。

(10) 笹澤魯羊編『佐井村誌』（『下北半島町村誌 下巻』 一九八〇年 名著出版 所収）、以下の本文中に提示した『佐井村誌』からの引用頁数は『下北半島町村誌 下巻』の頁数である。

(11) 竹内利美編前掲書二八八頁〜九頁

(12) 当該家所蔵の資料目録が『坂井家所蔵資料目録』（一九九四年）として佐井村教育委員会から刊行されているが、その「序」では「坂井家の祖先是代々源八を襲名したようですが、源八以前に儀右衛門・源右衛門などの名前もみられ、江戸元禄期から明治の初期にかけて、主に日本海海運で大規模な交易をしていたことなどが資料からうかがえます」と記されている。

(13) 一九七一年刊行の『佐井村誌 上巻』（佐井村役場）によれば、「磯谷、福浦、牛滝等は海岸に家が立ちならび、後は直ちに山になっているので、陸上の交通は至極不便で、最近まで道路もない状態であった。従って人々の往来も、物資の運搬も、海路によるほうが便利であった。この海路の便は結婚関係にまで影響をおよぼし、これらの部落では対岸の津軽方面から嫁を貰うものが多いという」（同書七百五十四頁）。

## 二 牛滝での漁業と漁業慣行

牛滝は下北半島の他のいくつかの漁村と同様に、背後に比較的峻険な山々が迫りながらも小さな入り江に面した、沿岸漁業を中心とする漁村である。戦後わが国の沿岸漁業では漁業協同組合を中心とした漁業が展開されてきたが、平成十三年九月現在の牛滝地区での佐井村漁業協同組合（以下佐井村漁協と称す）の組合員数は三十七名である。当漁協では一戸一組合員方式は採用しておらず、同居する父親と子がともに組合員である場合もあり得るが、そういった例は現在は牛滝地区では二例だけである。この佐井村漁協は、もともとは明治三十六年に佐井村漁業組合として設立されたが、昭和二十四年の水産業協同組合法の施行にもとづいて現在の佐井村漁協が誕生した。しかし、昭和二十五年から二十六年にかけて、村内の原田地区、磯谷地区、牛滝地区の組合員が次々と脱退し、それぞれの地区で漁業協同組合が設立された。牛滝地区でもその地理的条件のためか、漁業資材の入手の困難さや鮮魚販売の際の不合理さが目立ち、さらには組合員間の「感情的な対立」もあって、昭和二十五年三月の設立総会を経て、翌月には牛滝漁業協同組合（以下牛滝漁協と称する）としての認可を受けたが、発足当時の当漁協の組合員は四十八名、準組合員一名であった。

その後タラ漁の不漁にも見まわれたが、無動力船から動力船への移行に伴い一時的にはコウナゴ、スズキ、ヒラメ、タイ等の水揚げ高が増加していき、昭和三十五年度には新農村振興事業の補助を受け水産荷捌所（貯水庫を兼ねる）を建設した<sup>(14)</sup>。当時牛滝漁協には佐井村役場牛滝出張所、牛滝簡易郵便局、青森商船牛滝荷扱所もおかれており、当地区の行政上の中心部をなしていた。この牛滝漁協時代には、小型定置網漁の漁場を原則的に一戸一カ所と

して、それまで数カ所の漁場を保有していた者を「説得」し、当地区に居住する漁家全戸にそれぞれ漁場を割り当てることに成功している。しかし、この時期は全体的には不漁期が続いていた時期であり、しかも一部の漁家は水揚げされた魚類を牛滝漁協ではなく直接青森市の魚問屋（仕込み問屋）に出荷していた。そのため漁協への購買手数料による収入も少なく、財政的には苦しい状態が続いていた。さらに、後に水産業協同組合法が再度改正され、組合員数、水揚げ高、預貯金残高などにおいて弱小である漁協では沿岸漁業構造改善事業に参画できないこともあつて、昭和四十年一月に牛滝漁協は村内の原田漁業協同組合や磯谷漁業協同組合とともに佐井村漁協と合併することになった。

現在は当地区居住の職員一名が常駐する佐井村漁協牛滝支所が設置されており、当地区の組合員の有する漁船で水揚げされた魚類はおおむね同所で扱われ、むつ市の市場に搬送されている。魚種としてはサケ、トラ、コウナゴ、カレイ、ヤリイカなどが主なものである。また、牛滝漁港に登録されている漁船数は表(6)の通りであるが、平成二年当時と比較すると、総数で九艘ほど増加しており、しかも五トン以上の漁船数は二倍になっている。このことは当地での過去数年間の水揚げ高の推移とも連動すると言えるかもしれない(表(7)参照)。すなわち、佐井村全体での水揚げ高の減少にもかかわらず、当地区での漁業はその不漁状態を漁船数の増加で補うというかたちで継続されてきていると言えよう。

牛滝での漁業は小型定置網漁とトラ底建網漁に大別される。小型定置網漁については、前述のように現在では希望する全戸がその漁場を確保している。平成十三年度からの三カ年間に漁場の行使を認められた者は二十七戸(名)であり、内三戸(名)はそれぞれ三カ所の漁場での小型定置網漁を認められている(表(8)参照)。これらの漁場は全

表(6) 漁船数の比較

漁 船 の 種 類		平成 13 年	平成 2 年
動 力 船	3 トン未満 (含む船外機船)	50	46
	3 トン～5 トン未満	20	18
	5 トン以上	6	3
無動力船		0	0
計		76	67

表(7) 水揚げ高

年 度	牛滝地区	佐井村
平成 12 年	232249 千円	870993 千円
11 年	177372 千円	774608 千円
10 年	196576 千円	795322 千円
9 年	202213 千円	896479 千円
8 年	208803 千円	1041039 千円

つ円滑に行使用するため、同業者が一致協力して計画を樹て実行し、以て組合員の経営の安定、漁業生産の向上に寄与することを目的とする」とされているが、ここでの「佐井村漁業協同組合から附託された漁場」とは、前述の小型定置網漁の漁場と同様に、佐井村漁協の共同漁業権区域内での当地区の地先漁場であり、隣の福浦地区の漁場（福浦漁区）とは画然と区切られている。そして、同規約の第2条では同組合の決定・実施事項を列挙しているが、その一部は以下の通りである。

て当地区の地先であるが、これは現在の佐井村漁協では、実質的に各地区別の地先をその地区の漁場としているからであり、各地区ごとの漁場の扱いは各地区に委ねられる傾向が強い。牛滝では各戸の漁場はおおむね固定しており、行使者の変更も多くは親から子への変更である。この漁場ではコウナゴ、タイ、ヒラメ、ヤリイカ、サケなどが水揚げされている。

他方のタラ底建網漁には平成十二年度には十七人が申請していた。当地区ではこの漁業については「牛滝鱈底建網同業者組合」が結成されており、この組合員のみがタラ底建網漁を申請し、実施することができる。同組合規約の第1条によれば「この組合は、佐井村漁業協同組合から附託された漁場を、有効かつ円滑に行使用するため、同業者が一致協力して計画を樹て実行し、以て組合員の経営の安定、漁業生産の向上に寄与することを目的とする」とされているが、ここでの「佐井村漁業協同組合から附託された漁場」とは、前述の小型定置網漁の漁場と同様に、佐井村漁協の共同漁業権区域内での当地区の地先漁場であり、隣の福浦地区の漁場（福浦漁区）とは画然と区切られている。そして、同規約の第2条では同組合の決定・実施事項を列挙しているが、その一部は以下の通りである。



表(8) 小型定置漁場 (平成 13 年度～15 年度)

漁 場	行使者	漁 場	行使者
横 潤	① 外 1 名	カ ト シ 崎	① 9
一 ツ 仏 の	②	大 荒 川 川	② 0
一 ツ 仏 上 の	③	小 じ よ う	③ 1
大 細	④	焼 山	④ 2
中 細	⑤	く ず れ	⑤ 3
ウ ブ	⑥	小 ニ ゴ リ	⑥ 3
湯 の	⑦	ニ ゴ リ 潤 沖 270 間	⑦ 5
浜 ツ ブ	⑧ 外 1 名	三 十 郎	⑧ 3
ノ ダ マ	⑨	今 滝 の	⑨ 4
ダ ラ 下 の	⑩	今 滝 の	⑩ 6
ダ ラ の	⑪	し ん な	⑪ 5
小 荒 川 立	⑫	湯 の	⑫ 6
小 荒 川 赤	⑬	湯 の 沢 島 の	⑬ 2
コ チ ラ サ ガ	⑭	ケ ヌ	⑭ 6
新 山	⑮	黒 金	⑮ 8
新 山 大 立	⑯	ゴ リ	⑯ 2
新 山	⑰	タ コ	⑰ 5
新 山	⑱		⑱ 7

漁村社会における法と慣行(林)

(行使者の番号は図(2)の家番号である)

「(2)使用する漁船を単位としての漁場の割当

(3)新加入者の建込方法と位置の定め方

(4)各操業船の建込位置の確認

(5)型入れ日の決定および実施方法の取り決め

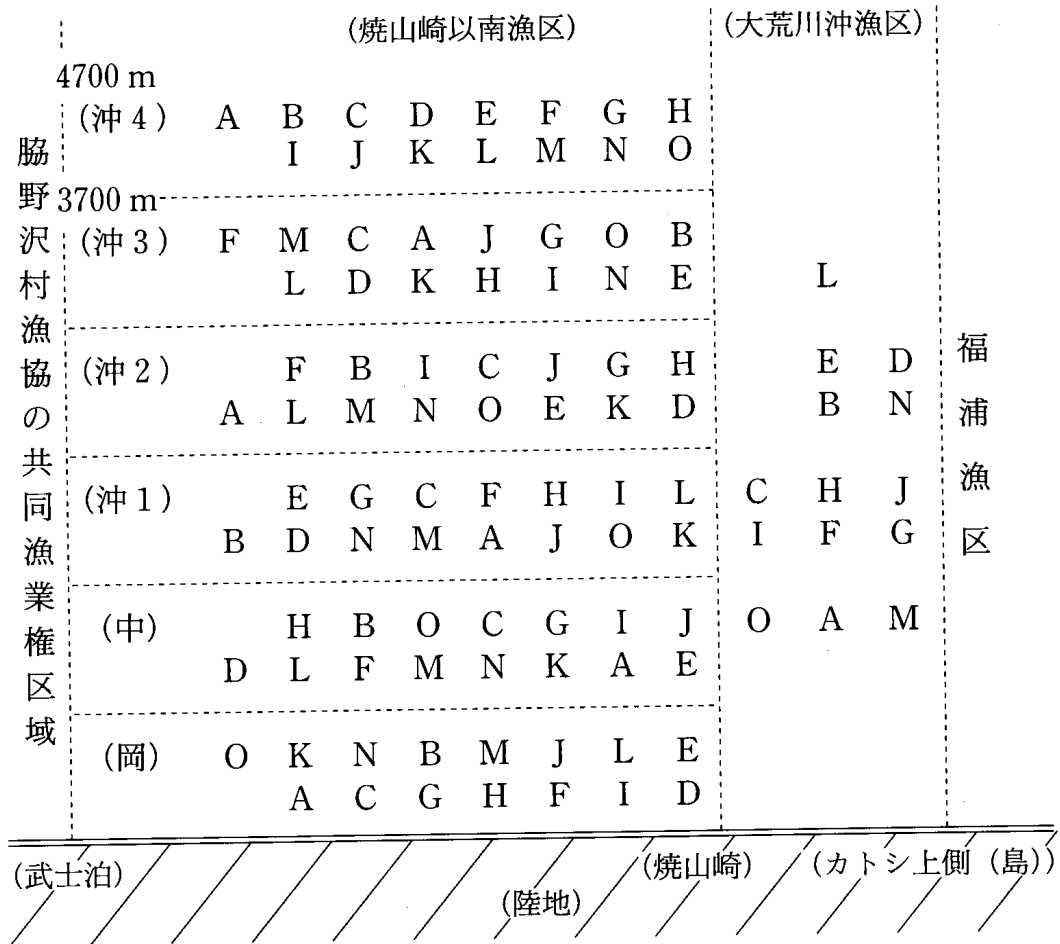
(6)基点網の設定ならびに基準網の前後および

沖岡間隔の決定

(7)垣網および各錨網の長さの制限」

平成十二年度もこの規約に基づいて「型入れ」開始日を十一月十日とし、「胴網の間隔」や「いかり網の長さ」などが決定されていた。この「型入れ」とは網を入れる前に各自の漁場にて行うものであるが、(2)で定められているその「漁場の割当」は一定の輪番制をとっている。図(3)は平成十二年度の割り当てを示したものであるが、見られるように申請者十七名に対して操業船は十五艘である。これは申請者のうち他の者と共同して一艘の

図(3) 平成12年度のタラ漁の漁場割当概略図



札幌法字一四卷一号(二〇〇二)

表(9) 漁船名と所有者(戸)

船名	総トン数	家番号	船名	総トン数	家番号
A 幸正丸	7.9t	16	I 正進丸	6.6t	13
B 開運丸	4.2t	5	J 第18漁栄丸	4.8t	4
C 昭盛丸	4.82t	7	K 第38宝丸	4.98t	15
D 第8長福丸	4.7t	2	L 豊栄丸	5.5t	18
E 第8宝漁丸	4.8t	6	M 第8大安丸	4.8t	23
F 辨天丸	4.2t	9	N 吉祥丸	6.3t	24
G 宝進丸	4.96t	25	O 昌福丸	12.0t	12
H 第28美代丸	4.5t	12	(A~Oは図(3)の記号に対応し、家番号は図(2)の家番号である)		

漁船で操業する者が二名いるからである。そして輪番制とは漁場の割り当てが毎年一定の方式で変更されていくことである。すなわち、図(3)での焼山崎以南漁区(沖4)では、平成十三年度にはA漁船はO漁船の漁場で網入れをし、O漁船はN漁船の漁場に移動し、順次N漁船はM漁船の位置に移動し、最後のI漁船は上段の右端のH漁船の位置へ、そしてH漁船はG漁船の位置へと移動する。この輪番方式はそれぞれ(沖3)(沖2)(沖1)(中)(岡)の区域内でも同様な方法で行われる。さらに大荒川沖漁区では平成十三年度はL漁船はO漁船の位置に移動し、O漁船はA漁船の漁場に、A漁船はM漁船の漁場へ、そして、M漁船はI漁船の漁場へと順次移動し、以下I↓F↓G↓C↓H↓J↓B↓N↓E↓D↓Lというように漁場の割り当てを変えていくのである。

牛滝での漁場の割り当て方式が何時から採用されたかは、正確なところは不明であるが、当地区での聞き取り調査によれば、「戦後になってから」、「戦前もあつた」との二種類の答えがあつた。そのなかで早くからタラ漁を営んでいた一人によると、「戦前は一定の漁場を各自に割り当て、残りの漁場については場取りを行っていた」という。ここでの「場取り」とは、隣村の脇野沢村漁協で行われているように、口開け時に一斉に出船して、各漁船がその年の網入れ場の獲得を競うものである。しかし、戦前にはこの「場取り」と割り当て方式は併用されていたとしても、その割り当て方式が現在ののような輪番制を伴うものであつたかどうか、あるいはその輪番制を当時必要としていたかどうかは不明である。

さて、前述のように「同業者組合」では当該「規約」に基づき漁場の割り当て以外についてもいくつかの取り決めがなされていた。例えば、平成十二年度の取り決めによれば、「胴網の間隔」や「いかり網の長さ」、さらには「大漁旗の掲揚場所」などは次のように規定されている。

「胴網の間隔」

前後の間隔	全列	250間
沖岡の間隔	沖3から中の沖番まで	180間
	中の岡番から岡番まで	170間

いかり網の長さ

ボツチ	口前から200間とする	
手網	沖3から中の沖番まで	160間

中の岡番、岡の沖番	130間
岡の岡番	100間

大漁旗の掲揚場所 船首(オモテ)

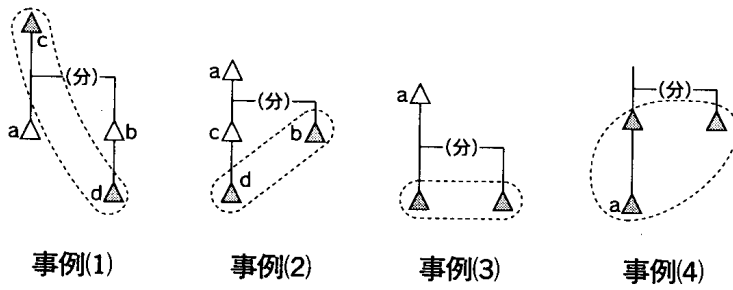
事故標識の掲揚場所 網……船尾(トモ)

船・機関……機関付近

操業標識の掲揚場所 機関付近

落アンカーを引き揚げた場合、本人同志で協議し、謝礼金として、一〇〇〇〇円を支払う事」

先の漁場の割り当て・輪番方式やこのような「胴網の間隔」や「いかり網の長さ」の規定は、各漁船の水揚げ高の実質的な平等化をはかるものとして注目されるが、後者の規定に対しては最近では違反者もでてきているようである。



図(4) 共同操業の事例Ⅰ (△が操業者)

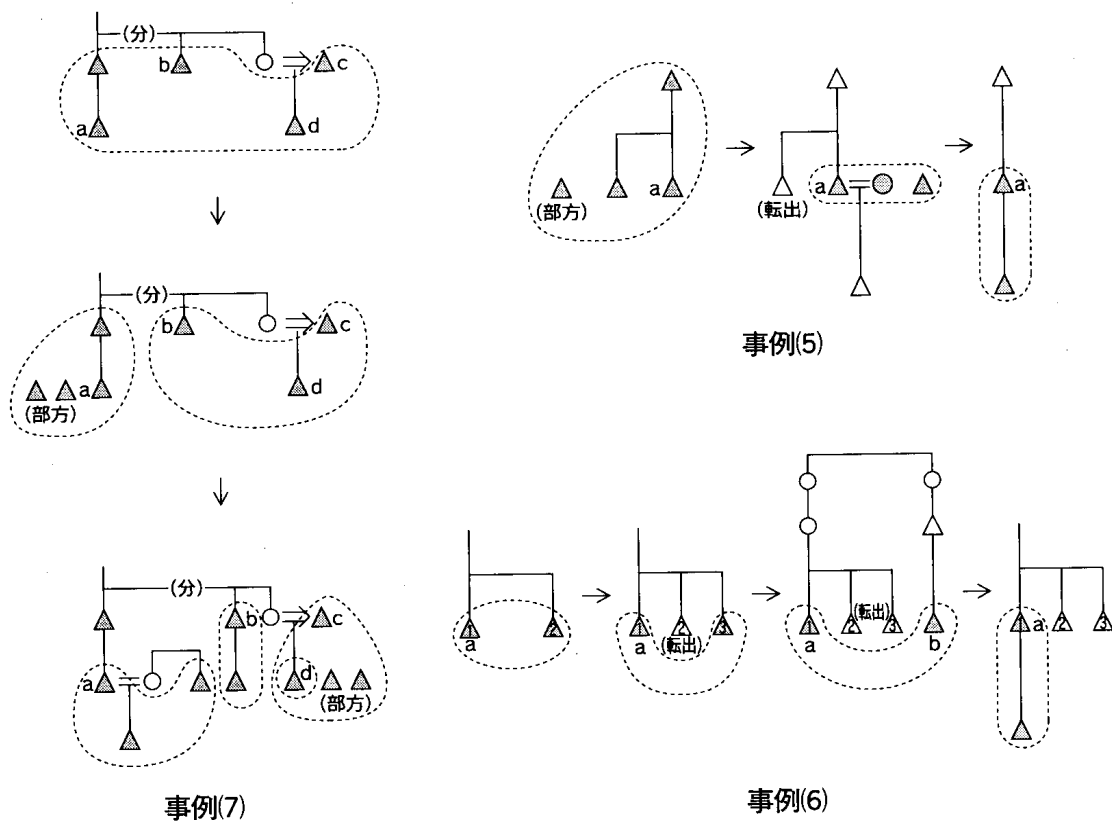
本来は違反者に対しては次の年の網入れは禁止されるが、実際には「最近あまりタラがこないで、問題にしない」。しかし、今後「水揚げが大きくなれば網の大きさの差が出てくるので問題になるであろう」という。ここでは上記の規定に対しての柔軟な姿勢を見て取ることも可能であろうし、当地区の主産業の一つであったタラ漁でのこのような規定とそれへの対応は、当地区でのムラのあり方を示唆するものであると言えよう。

次に問題になるのは各漁船はどういった漁撈組織を編成しているかである。タラ漁の網入れは一人では不可能であり、何人かの協力が必要とされている。そしてこのような協働は他の小型定置網漁においても見られる。こういった協働形式については、以下で若干の事例を提示していこう。

図(4)はタラ漁についての共同操業の事例である。事例(1)ではa、bがすでに死亡しているために、cとdが共同操業を行っている。事例(2)ではcは漁協職員であったため漁業には従事せず、最初はa、bで行っていたが、現在はbとcの息子dの二人で操業している。事例(3)では当初はaとともに三人で行っていたが、a死亡後の現在は二人で行っている。事例(4)のaは平成十二年度から参加している。

このような協働形式はタラ漁以外にも見られるので、次にはそういった事例を見てみたい(図(5)参照)。

(事例5) a (昭和十五年生まれ)は昭和三十年頃から昭和四十四、五年頃までは父と弟



図(5) 共同操業の事例II

と、他にもう一人を「部方<sup>ブカタ</sup>」として頼んで操業していた。その後弟が函館に転出したので、約十年前まではaとその妻で「夏網」をやり、「冬網」のタラ漁の時は川内町の友人一人に頼んで来てもらっていた。最近aの息子が帰郷したので二人で操業している。

(事例6) a(大正十五年生まれ)は昭和十五年頃から漁業に従事していたが、当初は小型定置網漁の漁場を保有していなかったため、当地区内で「部方」として雇用されていた。牛滝漁協時代に漁場の保有が認められたので、網の規模を小さくして、弟(次男)と操業した。その後この弟は転出したので、次の弟(三男)と共に操業し、この弟がまた転出したので、シンセキのbと二人

でしばらく操業していたが、約二十年前からは長男とともに操業している。

(事例7) a (昭和二十五年生まれ) は当初は父、父の弟b、父の姉の夫cとその息子dの五人で操業していた。その後b、c、dが共同して操業し始めたので、aと父は「部方」を二人頼んで操業を続けた。約十年前からはaとその長男、そしてaの妻の兄の三人で操業している。b、c、dはその後、cとdが「部方」を二人頼んで操業を続け、bもその息子と「部方」二人とともに操業していた。現在はdは通常は一人で行い、タラ漁の網入れ時は脇野沢村の「友人」一人の応援を頼んでいるし、bは息子とともに操業している。またサケ漁の時のみはbとdは共同で「部方」一人を頼み、それぞれの網入れを共同で行っている。

これらの事例でみられるように、往時に四、五人で漁撈組織を編成していた時には「部方」を雇用していた。この「部方」とは一漁期を通じて最低賃金を保障したうえで、水揚げ高の一定の割合を賃金として支払われる者という。しかし、操業装置の機械化や不漁のため順次漁撈組織の規模は小さくなっていき、現在では多くの場合に二、三人のみによって編成されている。なかには事例(7)のdのように、通常は単独で操業し、網入れの場合のみ「友人」に応援を依頼している場合もある。さらに、この事例では、「部方」の雇用はサケ漁の時のみ限定され、しかも二戸協同での雇用である。この事例(7)や事例(5)での一時期には「友人」を頼んでいたが、これら以外はすべて近親者から漁撈組織は編成されている。その近親関係は父子関係と兄弟関係を中心としている様子が見られる。兄弟

関係においては当初は長男が中心となる傾向が見られるが、それは熟練者としての年長者を中心とするものであり、多分に流動性を帯びたものである。例えば、事例(7)のように、当初の兄弟関係による漁撈組織は、現在ではそれぞれの兄弟の漁撈組織に分化し、新たなキョウダイ関係（義理の兄弟）による漁撈組織を編成している。

しかし、このような兄弟・キョウダイ関係は親子関係から派生するものである故に、結局はこれらの事例での親族関係は、父子関係に還元されることになる。つまり父子関係が漁撈組織の基軸をなし、父の引退後は兄弟（息子達）が共同して操業し、そして兄弟のそれぞれの子の成長ともに、各々の漁撈組織に分化していき、以後は必要に応じて共同作業を営むことになる。このように漁撈組織編成に際して見られる父子関係は系譜的連続性を追求するものではなく、完結した父子結合を現出しているように思われる。ともあれ、このような父子関係のあり方は、これまで記述してきた佐井村牛滝の概況や漁業慣行とともに、どのように当地区でのムラ社会の構築と関連しているのだろうか。この点については次節において改めて述べてみたい。

(14)『佐井村誌 下巻』（一九七二年 佐井村役場） 三九〇頁～三九二頁参照